

(資料) 日本国籍を有しない方が免許申請時に必要な書類等

日本国籍を有しない方は、免許申請の際、別途、以下の書類等が必要になります。

【学科試験受験・有効期限切れの再取得・外国免許切替】

- 住民基本台帳法の適用を受ける方（中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者（難民申請者等）又は仮滞在許可者など）
 - ・ 添付が必要な書類…特定事項（①外国人住民となった年月日、②国籍、地域、③住基法第30条の45に規定する区分、④在留資格、⑤在留期間、⑥在留期間満了日、⑦在留カード等の番号）が記載された住民票の写し（原本）
 - ・ 提示が必要な書類…マイナンバーカード等（本人確認書類として必要）
- 住民基本台帳法の適用を受けない方（上記以外の方）
 - ・ 添付が必要な書類…公の機関が発行した住所を確かめる書類（外務省が発行する外交官等への住居証明など）又はこれに準ずるもの
 - ・ 提示が必要な書類…外務省が発行する身分証明書（外交官身分証明票、領事官身分証明票など）又は権限のある機関が発行する書類で国家公安委員会が定めるもの（外交又は公用の在留資格が表示されている上陸許可の認証が付された書類、在留資格認定証明書など）に加え、旅券（本人確認書類として必要）

【併記】

- 住民基本台帳法の適用を受ける方（中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者（難民申請者等）又は仮滞在許可者など）
 - ・ 添付が必要な書類…特定事項（上記の①～⑦）が記載された住民票の写し（原本）
- ※ マイナ免許証を提示していただいた方は、上記の書類の添付は不要です。
- 住民基本台帳法の適用を受けない方（上記以外の方）
 - ・ 添付が必要な書類…公の機関が発行した住所を確かめる書類又はこれに準ずるもの
 - ・ 提示が必要な書類…外務省が発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する書類で国家公安委員会が定めるもの

【免許更新・記載事項変更】

- ※ マイナ免許証を提示していただいた方は、下記の書類等の提示は不要です。
- 住民基本台帳法の適用を受ける方（中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者（難民申請者等）又は仮滞在許可者など）
 - ・ 提示が必要な書類…在留カード、特別永住者証明書又は特定事項（上記の①～⑦）が記載された住民票の写し（原本）
- 住民基本台帳法の適用を受けない方（上記以外の方）
 - ・ 提示が必要な書類…外務省が発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する書類で国家公安委員会が定めるもの